

低濃度 PCB 廃棄物等の早期処理に向けた方針

1. 低濃度 PCB 廃棄物の処理等に関する考え方

- ・PCB 特措法において、低濃度 PCB 廃棄物を保管する事業者は処分期間末である令和 9 年 3 月末までに無害化認定事業者等との処分委託契約を締結または自ら無害化処理すること等が義務づけられている（平成 28 年（2016 年）7 月改正）。
- ・電気事業法関連の「電気設備に関する技術基準を定める省令」（以下、技術基準という）では、昭和 51 年（1976 年）から PCB 含有の電気機器の新たな設置は禁止されているが、但し書きでその時点までの設置あるいは設置工事に着手している電気工作物については、なお従前の例によるとされており、この規定は数度の改訂でもそのまま残されている。
- ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（平成 13 年（2001 年）5 月採択・平成 16 年（2004 年）5 月発効・日本：平成 14 年（2002 年）8 月締結。以下、POPs 条約という）では、『使用』について以下のように規定されている。（外務省の条文和訳では『use』を『使用』以外に『流通』としているところもあるが、ここでは『使用』を統一して用いる。）
 - (1) 「附属書 A 廃絶」の「第 2 部 ポリ塩化ビフェニル」での規定では、PCB の『使用』は 2025 年（令和 7 年）までに廃絶することに関し、以下の優先順位で取り組むこととしている。
 - ① 10%を超える PCB を含有し、かつ、容量が 5L を超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の使用を中止するよう確固たる努力を払うこと。
 - ② 0.05%（500ppm）を超える PCB を含有し、かつ、容量が 5L を超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の使用を中止するよう確固たる努力を払うこと。
 - ③ 0.005%（50ppm）を超える PCB を含有し、かつ、容量が 0.05L（50cc）を超える機器を特定し及び当該機器の使用を中止するよう努めること。
- ・なお、ストックホルム条約に基づく国内実施計画（令和 2 年 11 月改定）において、POPs 条約において使用させるべきではないとされている PCB 含有機器等については我が国では 1972 年からの行政指導による使用自粛の要請や 1973 年からの化審法に基づく PCB の製造と使用並びに PCB 及び PCB 使用製品の輸入の事実上の禁止、加えて 1976 年からの「電気事業法」（1964 年（昭和 39 年）法律第 170 号）に基づく PCB を含有する絶縁油を使用している電気機械器具の電路への新たな設置の禁止など、その使用が禁止されている。
- ・『処理等』に関しては、上記と同様、POPs 条約「附属書 A 廃絶」の第 2 部で以下のように規定されている。
 - (2) 本条約の第 6 条 1 の規定に従い、0.005%（50ppm）を超える PCB を含有する液体及び 0.005%（50ppm）を超える PCB で汚染された機器について、できる限り速やかに、締約国会議が検討することを条件として、遅くとも 2028 年（令和 10 年）までに廃棄物の環境上適正な管理を行うことを目的とした確固たる努力を払うこと。
 - (3) さらに、PCB を 0.005%（50ppm）を超えて含有する他の物品（例えば、ケーブルのシース、硬化することにより水漏れを防止するための物質、塗装された物）を特定し及び

当該物品を第6条1の規定に従って管理するよう努めること。

- ・ここで言う POPs 条約の第6条1の規定は、以下のとおりである。
 - (d) 廃棄物（廃棄物となった製品及び物品を含む。）が次のように取り扱われるよう適当な措置をとること。
 - (i) 環境上適正な方法で取り扱われ、収集され、輸送され及び貯蔵されること。
 - (ii) 国際的な規則、基準及び指針（2の規定に従って作成されるものを含む。）並びに有害廃棄物の管理について規律する関連のある世界的及び地域的な制度を考慮して、残留性有機汚染物質である成分がその特性を示さなくなるように破壊され若しくは不可逆的に変換されるような方法で処分されること又は破壊若しくは不可逆的な変換が環境上好ましい選択にならない場合若しくは残留性有機汚染物質の含有量が少ない場合には環境上適正な他の方法で処分されること。

2. 低濃度 PCB 廃棄物等の実態把握に向けた対応

- ・PCB 特措法に基づき令和5年(2023年)3月末時点の低濃度 PCB 廃棄物の届け出量は、変圧器・コンデンサーが約7.94万台、汚泥や塗膜が約2.2万トンであり、濃度不明の変圧器・コンデンサーは約1万台となっている。
- ・電気事業法に基づき令和5年(2023年)9月末時点の低濃度 PCB 使用機器の届け出数は、変圧器・コンデンサー等が約4.6万台となっている。
- ・令和4年度の低濃度 PCB 廃棄物の処理量は変圧器・コンデンサーが約12万台、汚泥や塗膜等が約2万トンであり、全国に33事業所ある無害化施設にて処理が進められている。
- ・令和3年度に作成した低濃度 PCB 含有機器の調査の手引きを活用し、低濃度 PCB 廃棄物等の早期確認が促進されている。
- ・また、複数の自治体において高濃度 PCB の掘り起こし調査のフォローアップ（例：高濃度 PCB の掘り起こし調査時に低濃度や濃度不明と回答があったものの再調査）が実施されている。
- ・使用中機器の実態把握が急務であり、引き続き安定器の掘り起こし調査のノウハウを参考に民間事業者自ら調査を進めるよう、関係省庁や自治体等と連携して広報や周知等を実施する。
- ・使用中を含めた低濃度 PCB 含有物の把握のため、PCB 処理基本計画に記載されているコンデンサー等の封じ切り機器や分析時に機器の停止又は停電を要するため容易に対応できない等の PCB 濃度測定が困難な機器の対応について引き続き検討するとともに、制度的な対応の必要性等を検討する。
- ・国、自治体、民間において、塗膜調査を継続的に実施している。令和4年度末時点で、PCB 汚染塗膜を使用している可能性がある橋梁等（塗膜調査による）のうち、約8割の調査を完了しており、残り約5千施設の調査を急ぐとともに、低濃度 PCB 廃棄物である回収塗膜の処理を進めている。
- ・機器メーカーとも連携し、低濃度 PCB 汚染機器の発見事例を集約するとともに、汚染原因

分析を通じて、対象機器の絞り込みを検討する。また、発見事例を公開し、PCB 汚染機器の早期発見を促進する。

3. 早期の処理に向けた対応

PCB 特措法及び POPs 条約の規定を達成するには、国、地方自治体、産業界において低濃度 PCB に関するより一層の取り組みの促進が必要である。

(1) 低濃度 PCB 廃棄物の期限内での処理に向けた対応

- ・政府や自治体が所有・保管する低濃度 PCB 廃棄物（電気機器や塗膜など）については、確実に期限内に処理を完了させるため、高濃度 PCB 廃棄物への対処に引き続き、率先して計画的に取り組む。PCB 含有塗膜の処理についても保管状況等を把握するとともに、早期処理に向けた検討を行う。
- ・PCB 特措法 24 条及び 25 条では、PCB 廃棄物の保管事業者に対して、報告徴収や立入検査を実施できる。こうした制度を活用して、自治体が低濃度 PCB 廃棄物の早期処理の実現のために取り組む。
- ・届け出情報は重要な情報であり、低濃度 PCB に関しても、PCB 特措法と電気事業法の届け出情報を連携して整理するとともに、高濃度 PCB に関する JESCO のノウハウを参考に国から自治体へ情報提供を行うことを検討する。自治体においては、PCB 特措法と電気事業法の届出情報が整理されたデータを基に指導等を実施する。
- ・橋梁等の PCB 含有塗膜や学校・病院等におけるコンデンサー等の処理など、自治体所有の施設における低濃度 PCB の処理を促進する。
- ・令和 5 年度に関係省庁と連携し、業界団体の協力を得て、低濃度 PCB 廃棄物の有無等の WEB アンケート調査を実施したところ、約 4 万 4 千事業所から回答があり、そのうち約 7 割は調査を実施済みであり、低濃度 PCB 廃棄物を発見した事業者のうち半数は処理を完了していた。さらに幅広く業界団体の協力を得て実態把握を進める。
- ・当初から PCB 含有機器を多く保有している主要な業界においては、業界毎の低濃度 PCB の実態把握及び処理に関する取組の経緯や内容、当初からの処理の実態及び今後の予定等を取りまとめ、毎年度処理の進捗状況を報告する。国においては、このための産業界向けの処理促進に向けた計画策定に関するガイドラインを作成する。

(2) 使用中機器の処理促進に向けた今後の対応

- ・PCB 廃棄物については PCB 特措法第 3 条に基づき、使用製品の廃棄に努めることが所有事業者の責務とされている。高濃度 PCB の使用製品については PCB 特措法第 18 条で使用製品を廃棄物と見なすことができるとされているが、低濃度 PCB 含有の可能性のある機器については規定されていないため、実態を踏まえた制度的な対応の必要性等を検討する。検討にあたっては、POPs 条約との整合性を意識する。
- ・制度的な対応の検討結果を踏まえ、自治体においては PCB 処理基本計画の見直しを検討す

る。産業界においては、検討の結果に対応した処理を実施する。

- ・低濃度 PCB 含有機器の使用が長引く場合には、適正に処理することが困難となる恐れがあることについて、説明会等を通じて引き続き広報・啓発活動を行う。
- ・機器メーカーとも連携し、低濃度 PCB 汚染機器の発見事例を集約して早期発見を促進するとともに、汚染原因分析等を通じて対象機器の絞り込みを検討する。

（３）処理促進のための新たな支援策の検討

- ・高濃度 PCB と比べると処分費は安価な場合が多いが、PCB 非含有廃棄物として金属くずや廃プラスチックとして処理する場合に比べて処分費が高額であるため、地方公共団体から、中小企業や個人等を対象とした処理費用等の一部補助に関する要望が寄せられている。これらを踏まえ、分析費や処理費の現状を調査するとともに、令和 9 年 3 月末までの処分期間までの早期処理を促進するために必要な支援策について検討する。
- ・令和 5 年度に実施した変圧器の買い換え支援実績等を踏まえ、変圧器等非封じ切り機器の対象拡大やじ切り機器で主体を占めるコンデンサーの高効率化等について、機器メーカー等から提供された情報を精査した上で、低濃度 PCB 含有の可能性のある機器所有者への情報提供や買い換への支援策を検討する。

4. その他

- ・低濃度 PCB 廃棄物等として処分期間後に発見されたもの等に対し、不法投棄等の不適正処理につながらないような対応も視野に入れた検討を行う。
- ・社団法人日本電機工業会と会員企業が実施した原因究明と混入範囲の特定等に関する調査（2003 年 11 月）以降に低濃度 PCB 汚染物に関する報告を行った製造者への対応を強化し、製造者へ情報のとりまとめや所有者への周知について報告を求める。

参考

PCB 特措法

第三条 保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

2 所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならない。

第十四条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

第十八条 所有事業者は、処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

3 処分期間内（前項に規定する所有事業者にあつては、特例処分期限日まで）に廃棄されなかった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

第二十四条（報告徴収） 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

令第七条 法第十四条の政令で定める期間は、法の施行の日から令和九年三月三十一日までとする。

POPs 条約 附属書 A『廃絶』 第二部 ポリ塩化ビフェニル

*以下の訳文は、外務省によるものである。この訳文では、条約原文の『use』を「使用」あるいは「流通」と訳している（太字部分を参照）。本「早期処理に向けた方針」では、「使用」を統一して用いる。それ以外は、この外務省訳文による。

締約国は、次のことを行う。

(a) 機器（例えば、変圧器、コンデンサー又は液体を含有する他の容器）内におけるポリ塩化ビフェニル（以下、PCB）の使用を、締約国会議が検討することを条件として、2025 年（令和 7 年）までに廃絶することに関し、次の優先度に従って措置をとること。

(i) 10% (10 万 ppm) を超える PCB を含有し、かつ、容量が 5L を超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。

(ii) 0.05% (500ppm) を超える PCB を含有し、かつ、容量が 5L を超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。

(iii) 0.005% (50ppm) を超える PCB を含有し、かつ、容量が 0.05L (50cc) を超える機器を特定し及び当該機器の流通を中止するよう努めること。

(b) (a) の優先度に従い、PCB の使用を管理するため、曝露及び危険を減少させる次の措置を促進すること。

(i) 損傷しておらず、かつ、漏出していない機器内に限り、また、環境への放出による危険を最小限にし、かつ、速やかに是正することのできる区域内に限り使用すること。

(ii) 食品又は飼料の製造又は加工に関連する区域にある機器内で使用しないこと。

(iii) 学校及び病院を含む居住地域において使用する場合には、火災につながるおそれのある電氣的な欠陥か

ら保護するためのすべての妥当な措置をとり、及び漏出について機器の定期的な検査を行うこと。

- (c) 第三条 2 の規定にかかわらず、(a) に規定する PCB を含有する機器が、廃棄物の環境上適正な管理の目的による場合を除くほか、輸入又は輸出のいずれも行われなかったことを確保すること。
- (d) 維持及び保守の業務を目的とする場合を除くほか、PCB を 0.005% (50ppm) を超えて含有する液体を他の機器に再利用する目的で回収することを認めないこと。
- (e) 第六条 1 の規定に従い、0.005% (50ppm) を超える PCB を含有する液体及び 0.005% (50ppm) を超える PCB で汚染された機器について、できる限り速やかに、締約国会議が検討することを条件として、遅くとも 2028 年までに廃棄物の環境上適正な管理を行うことを目的とした確固たる努力を払うこと。
- (f) 第一部注釈(ii)の規定の代わりに、PCB を 0.005% (50ppm) を超えて含有する他の物品（例えば、ケーブルのシース、硬化することにより水漏れを防止するための物質、塗装された物）を特定し及び当該物品を第六条 1 の規定に従って管理するよう努めること。
- (g) 5 年ごとに PCB の廃絶についての進展に関する報告書を作成し、これを第十五条の規定に従って締約国会議に提出すること。
- (h) (g) に規定する報告書は、適当な場合には、締約国会議がポリ塩化ビフェニルに関する検討において考慮する。締約国会議は、この報告書を考慮して、五年間隔で又は適当なときは他の間隔で、ポリ塩化ビフェニルの廃絶に向けた進展について検討すること。